

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し「経営意思決定の迅速化」を図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行う「透明かつ効率的な企業経営」を実践することにより、社会から信頼される会社となることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして認識しており、その施策として取締役会の活性化、情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、電子行使や招集通知の英訳を行っていく方針でございます。現時点では、費用対効果を考慮し実施しておりませんが、今後比率が増えてきた場合は、実施いたします。

【補充原則 4 - 1】

当社は、最高経営責任者等の後継者については代表取締役が責任をもってあたる事としております。

今後、最高経営責任者等の後継者を指名する方法を見直す必要があると判断した場合には、指名委員会等の設置も含め検討してまいります。

【補充原則 4 - 8】

当社の社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役を含めた社外役員会議を実施することで情報の共有は十分に行っており、筆頭独立社外取締役を決定する必要性はないと判断しております。

【補充原則 4 - 10】

当社は、取締役の指名・報酬などに係る重要な事項を検討するための独立した指名委員会・報酬委員会は設置しておりませんが、適宜、社外役員から助言を受けております。今後、独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名・報酬委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則 4 - 11】

取締役会は、各取締役へのアンケート調査による自己評価などを参考にし、取締役会の実効性の分析・評価を行っております。今後、取締役会の実効性の向上と継続的な改善に取り組み、その結果の概要について開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1 - 4 政策保有株式】

1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、お客様や取引先の株式を保有することで、関係強化、取引拡大等が可能となり、当社の企業価値を高め、当社株主の利益に繋がると合理的に判断した場合において、このような株式を政策的に保有します。なお、当社では年1回、政策保有株式の保有目的・保有に伴う便益やリスクについての投資対効果の測定を行い、取締役会で審議を行っております。

2) 政策保有株式の議決権行使の方針

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上および当社の株主価値増大に資するかどうかを総合的に勘案し、議案ごとに賛否の判断を行い行使します。

3) 政策保有株主(注1)による当社株式の売却等の意向に対する対応方針

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合には、その売却等を妨げません。

4) 政策保有株主との取引方針

当社は、政策保有株主との間で、当社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

注1「政策保有株主」とは、当社の株式を政策保有株式として、保有している株主をいいます。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は関連当事者間での取引は、原則行わないこととしておりますが、

取締役会にてその取引の有効性や利益性を検討し、問題ないと判断された場合に限っては取引許可をすることとしています。

【補充原則 2 - 4】

当社の企業文化として、人種、信条、性別、身体障がいなどによる差別を徹底して排除しております。

また、新卒者、中途入社の社員が分け隔てなく活躍できるように各階層に応じた研修を実施し、人材を育成しております。

当社の管理職の登用にあたっては、個人の能力や資質、人格等を公平・公正に評価しておりますが、管理職における多様性の確保の面から、女性管理職の比率については、改善の余地があると考えております。2021年12月末の当社グループにおける管理職の女性比率は6%、女性役員の比率は12.5%となっております。2026年5月末をめどに管理職の女性比率を12%以上となることを目標に、女性活躍のための研修等を取り入れながら、女性が活躍できる社内環境の整備・支援を一層推進してまいります。

また、現時点で当社の事業は国内の展開がほとんどであるため、外国人の採用は2021年12月現在で3名に留まっておりますが、必要に応じて採用を行う予定であります。なお、中途採用者の管理職比率は60%と高く(執行役員2名含む)、当社は様々な経験を有する社員の能力を活かせる環境が整っていると考えております。

【原則 2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念を定め、ホームページにて公表しています。また、経営戦略や経営計画については、決算説明会にて発表し、ホームページにて開示いたします。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しています。

(iii) 後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

(iv) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについては、その候補者選定(再任を含む)にあたり、社内候補者は、当社の事業活動について、適切かつ機動的な意思決定ができるよう、内部統制、人事、経理、経営企画、営業、技術監理等の各分野のうち、複数の知見と経験を有していること等を役員候補者の推薦の際の条件として、取締役会にて決定しております。

他方、社外候補者(再任を含む)は、当社のガバナンス充実に向けた助言や問題提起が期待できる等、当社の期待する知見を有する候補者で構成されることを基本方針として、取締役会にて決定しております。

また、当社では経営陣幹部が法令・定款等の違反や、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる行為など、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、解任の決議をすることとしております。

(v) 上記(iv)において決議した取締役・監査役候補の経歴、選任・指名については株主総会招集ご通知にて説明しています。

【補充原則 3 - 1】

当社のサステナビリティの取り組みについてはホームページに記載の「SDGsへの取り組み」に記載しております。 <https://www.sanki-s.co.jp/sustainability/>

今後、取り組み内容の一層の充実に努めてまいります。

人的資本や知的財産等への投資に関しては、必要な人材を採用・育成することに努めております。自社内に研修センター施設を持つことで、社員の研修機会の拡大を行っております。また、当社社員のみならず、関係するパートナー企業の社員の方向けにも研修機会を提供することも行っております。IT投資による経営基盤の強化も積極的に行っており、生産性や品質の向上も目指しております。当社の事業活動そのものが環境負荷低減への貢献となることを深く認識し、当社事業を通じて持続可能な社会の実現を目指してまいります。

【補充原則 4 - 1】

当社は、取締役会で決議が必要な重要事項を取締役会規程に定め、取締役会決議をもって決定することとしています。

取締役会決議を必要としない事項に関しても、重要性の度合いに応じた決裁権限を経営会議や事業責任者、部門責任者に設定し迅速な意思決定を行える体制をとっています。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定められている独立性に関する判断基準に基づき、独立社外取締役の候補者を選定しております。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【補充原則 4 - 11】

当社は、業務執行取締役1名と、独立社外取締役2名、独立社外監査役3名という経営体制を敷いています。

このうち、業務執行取締役は様々な分野の企業戦略実行を通じて培われた高い見識と豊富な経験を有する者を選任し、独立社外取締役や独立社外監査役にはガバナンスやコンプライアンスに対して意見や指摘を中心に行う必要性から、会計・法律・内部統制・海外事情等に精通した者を選任しています。

また、選任に関する方針や手続きは、【原則 3 - 1】の項に記載のとおりです。

【補充原則 4 - 11】

当社では、取締役・監査役は役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けるべきであると認識し、取締役・監査役の兼務状況に無理のない事を確認しています。

また、その兼務状況については株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則 4 - 14】

新任取締役・監査役の知識、経験等を踏まえた上で、必要な場合は、コンプライアンスや法令の改定等などに関わる事項や、経営戦略、組織論などの経営に関する事項等の、コーポレート・ガバナンス強化につながる項目から選定を行い、以下の(1)(2)に記載の通り、トレーニングの機会を適宜提供いたしております。

(1) 新任の社外取締役・社外監査役には、就任に当たり当社グループの組織、事業及び財務をはじめ、中期経営計画の内容及び進捗状況などの情報提供を行います。必要に応じて事業部門長へのヒアリングを行い、当社の理解をより深める機会も提供しております。また、経営管理部門の基本情報の提供も行います。

(2) 社外取締役・社外監査役には、当社各事業所や現場への視察を実施し、担当の執行役から最新の情報提供を行います。

【原則 5 - 1 株主と建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する基本的方針は以下の通りとしております。

・担当取締役の選任

・アナリスト・機関投資家・個人投資家向けの定期的かつ継続的な対話の実施

・IR資料のホームページ掲載

・年次報告書で株主との対話促進を目的としたアンケートを実施

アンケートの結果については、今後年次報告書での報告や、HP上で公開することを検討しておりますが、回答内容は概ね好評価をいただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中島産業	975,000	16.40
光通信株式会社	535,200	9.00
中島 諒子	329,500	5.54
三機サービス従業員持株会	274,487	4.61
野村證券株式会社	263,156	4.42
中島 薫子	225,000	3.78
シンメンテホールディングス株式会社	180,000	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	168,300	2.83
中島 義兼	168,050	2.82
株式会社兵庫機工	150,000	2.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	5月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
笹尾 佳子	他の会社の出身者													
小林 彰裕	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹尾 佳子			様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見より、当社の企業価値向上と経営戦略の推進・ビジョン実現を一層加速させられるものと考えております。また、働き方改革や女性の活躍推進等の経験が当社に有用な意見、助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。

小林 彰裕		同氏は、西芝電機㈱において経営企画・事業戦略をはじめ幅広い分野で長年にわたり経営に携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社の中期的な企業価値向上を目指すにあたり、適切な意見、助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人は各々の監査計画及び監査報告について定期的に会合を持ち、必要に応じ随時意見交換、情報交換を行っており、決算時には監査報告を受けております。
2. 監査役と内部監査部門の連携状況
当社は社長直轄の内部監査室を設置し、業務遂行における法令及び定款・社内規程の遵守状況並びにそれらの有効性・効率性の観点から内部監査を行っております。監査役には、内部監査室より監査結果の報告を行っており、常勤監査役は内部監査室の実地監査に原則として同行しております。
3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況
内部監査室と会計監査人は内部監査スケジュールを確認後、内部監査実施済の部署に対して、再度、合同往査を行い、内部監査室は会計監査人より指導を受けるとともに、その情報は監査役と共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北岡 昭	税理士													
荻野 正和	弁護士													
菅沼 博之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北岡 昭			税理士の資格を有しており、民間企業の実態もよく知る会計専門家として率直かつ適切な指摘・助言を得ていることから社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
荻野 正和			弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外監査役候補者となりました。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
菅沼 博之			永年一部上場企業において国際畑を歩まれた後、経営の中枢として人事並びに内部監査に精通し主に管理部門の役員を経験されてきました。今後、当社がグローバル展開を視野に入れる中で、当社の企業価値の向上及び海外も含めたコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める役員の属性に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

後掲【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- b. 業績連動報酬等に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月数の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年7月に支給する。業績連動報酬等は、基本報酬の0%～20%の幅で支給額を決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。
- c. 非金銭報酬等に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程に定められており、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定しております。なお、発行できる普通株式の総数は年30,000株以内となっております。
- d. 報酬等の割合に関する方針
取締役の種類別の報酬割合は、業績連動報酬等と業績連動報酬等以外の報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。
なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が基本報酬の20%の場合、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等 = 8:1.5:0.5となります。
(注)業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。
- e. 報酬等の決定の委任に関する事項
個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の委任の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役会にて役位に応じて決定された上限と下限の範囲内において決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。
なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められた方法により算定されますが、最終的に取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

社外取締役、社外監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしています。

固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度の範囲内で、取締役会で議論の上、各取締役の報酬を取締役社長が決定し、監査役の報酬は監査役会での協議により決定しております。

取締役の報酬限度額は、2017年8月29日開催の第40期定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第29期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、管理本部より議案・資料等が事前に通知されるなど、管理本部スタッフによるサポートが必要に応じ行われております。また、社外監査役に対しては、定期的に監査役会を開催し、各部門から常勤監査役に伝達された情報などを共有することにより、適切な経営の監視ができるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令に定められた事項及び経営に関する重要事項の審議及び決議を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

・監査役会

監査役会は、監査役3名(社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役が取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図っております。

・経営会議

経営効率の向上を図るため監査役出席のもと、月1回開催している経営会議において業務執行に関する基本的事項及び重要事項を審議し、意思決定の迅速化・効率化を推進しております。

・コンプライアンス推進委員会

経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、行動指針や法令及び定款・社内規程に反する事態に備えるとともに、行動指針や法令遵守が社内風土として定着するよう指導・教育を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、それぞれ会社経営者としての豊富な経験や、財務会計、税務に関する専門家としての幅広い知見を有しており、毎月の取締役会においては、各々の専門分野を活かし、業務執行にかかる意思決定の監督・助言・監査を実施しております。これらにより、社外からの経営監視、助言機能が十分に働いていると考えるため、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化と併せて、株主の議決権行使における議案検討時間を十分確保できるように株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算日が5月31日のため集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページIRサイト内に掲載予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を年1回以上開催する予定であります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに第2四半期及び通期の決算発表後に決算説明会を定期的開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、IRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理綱領で基本的な方針を定め、諸規程においてはインサイダー取引防止規程、関連当事者取引管理規程及びコンプライアンス規程等で具体的な基準を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	創立40周年記念事業の一環として、社会貢献活動の意味を込めて植樹活動を開始しました。 「三機サービスの森」として、千葉県富津海岸にて植樹事業を行っております。また、姫路市福祉協議会主催の姫路企業ボランティアネットワークに参加し、チャリティバザーへの参加等々地域社会への貢献も行なっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、金融商品取引法、東京証券取引所の諸規則他関連法規等を遵守し、企業情報を公平に適時・適切に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムの基本方針を以下の内容のとおり取締役会において決議しております。

- (イ) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・経営理念を定め、それを実現するための具体的な行動規範として社是(信頼を築く5つの行動)を制定しています。
 - ・コンプライアンス規程を定めています。
 - ・内部通報制度を構築し、企業倫理に反する行為を防止しています。
 - ・反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力の排除に努めています。
- これらの取り組みにより、職務の執行が法令及び定款に適合することが確保できると考えています。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に関する情報は文書管理規程により適切に保存及び管理を行うこととしています。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うためのリスクマネジメント委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 中期経営計画・単年度の経営計画を作成します。これをベースに毎月、計画と実績の検証を行います。また、組織規程や決裁権限基準を定めることにより、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を構築します。
- (ホ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実行し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。
- (ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の任命・評価・異動及び懲戒は監査役会の意見を徴してこれを尊重します。
- (チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 法令に定められるもの他に重要会議への監査役への出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。
- (リ) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
- 監査役は、重要会議への出席、取締役への改善指示の報告など、監査が実効的に行えるよう監査役監査規程を定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。
- 反社会的勢力排除に向けた整備の状況
- (イ) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおり体制を整備しています。
- ・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに記事検索調査媒体を活用し、調査しています。また、

継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。

・反社会的勢力との関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(口)(公財)暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

更新

「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について」

1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等(当社「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」で定義しています。以下同じ)であっても、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当企業集団の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付等により、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、買付者等(当社「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」で定義しています。以下同じ)は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

() 空調保守の技術とノウハウのさらなる蓄積と多能工化の推進

自社技術者が培った技術・ノウハウは暗黙知の形式をとることも多く、マニュアルによる標準化等を通じて、技術・ノウハウを「見える化」し、次世代への伝承を推進します。また、当社事業において特に高付加価値の分野での多能工化をさらに強化し、当社研修センターでの教育訓練を通じて技能習得を行うことで、生産性向上を目指してまいります。

() 地域特性にあった再現性の高い営業体制の確立とお客さま業界エキスパートの育成による、よりお客さまを理解した提案営業推進

当期より営業部門を首都圏、中部、近畿等のそれぞれの地域特性にあったサービスを提供できるような体制にし、個々に蓄積したお客さまや業界特有のニーズを集約し、他のお客さまへ展開することにより、より効果的な提案営業を推進できる体制となりました。お客さまのニーズを的確に捉え、さらなる信頼をいただけるように、営業力の強化をさらに推進してまいります。

() ITシステムを活用した業務の効率化によるお客さまサービスレベルの向上とコスト削減

2021年5月期に導入が完了した基幹システムの本格稼働により、当社において高付加価値の源泉となる複雑なオペレーションを効率化し、さらなる生産性向上とお客さまへの質の高い提案やサービス提供をしております。

(b) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し「経営意思決定の迅速化」を図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行う「透明かつ効率的な企業経営」を実践することにより、社会から信頼される会社となることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして認識しており、その施策として取締役会の活性化、情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年7月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保しその最大化を図るため、当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、これについて、2021年8月27日開催の当社第44期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(a) 本プランの目的

当社は、上記の基本方針を踏まえ、買付者等に対して事前に当社株式等の大規模買付等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付等に対する賛否の意見又は買付者等が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするため、本プランを導入いたしました。

(b) 本プランの内容

本プランは、当社株式等の大規模買付等を行おうとする買付者等が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものであります。

本プランは以下の()、()又は()に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

() 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

() 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

() 上記()又は()に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本()において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当

するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同しないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

買付者等が本プランに定められる手続に従わない場合や、大規模買付等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランの有効期間は、2021年8月27日開催の当社第44期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4. 本プランの合理性に関する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものであります。

したがって、以下の点も踏まえると、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(a) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(b) 事前開示・株主意の原則

当社は、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、買付者等が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(c) 必要性・相当性確保の原則

() 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外監査役で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

() 合理的な客観的発動要件の設定

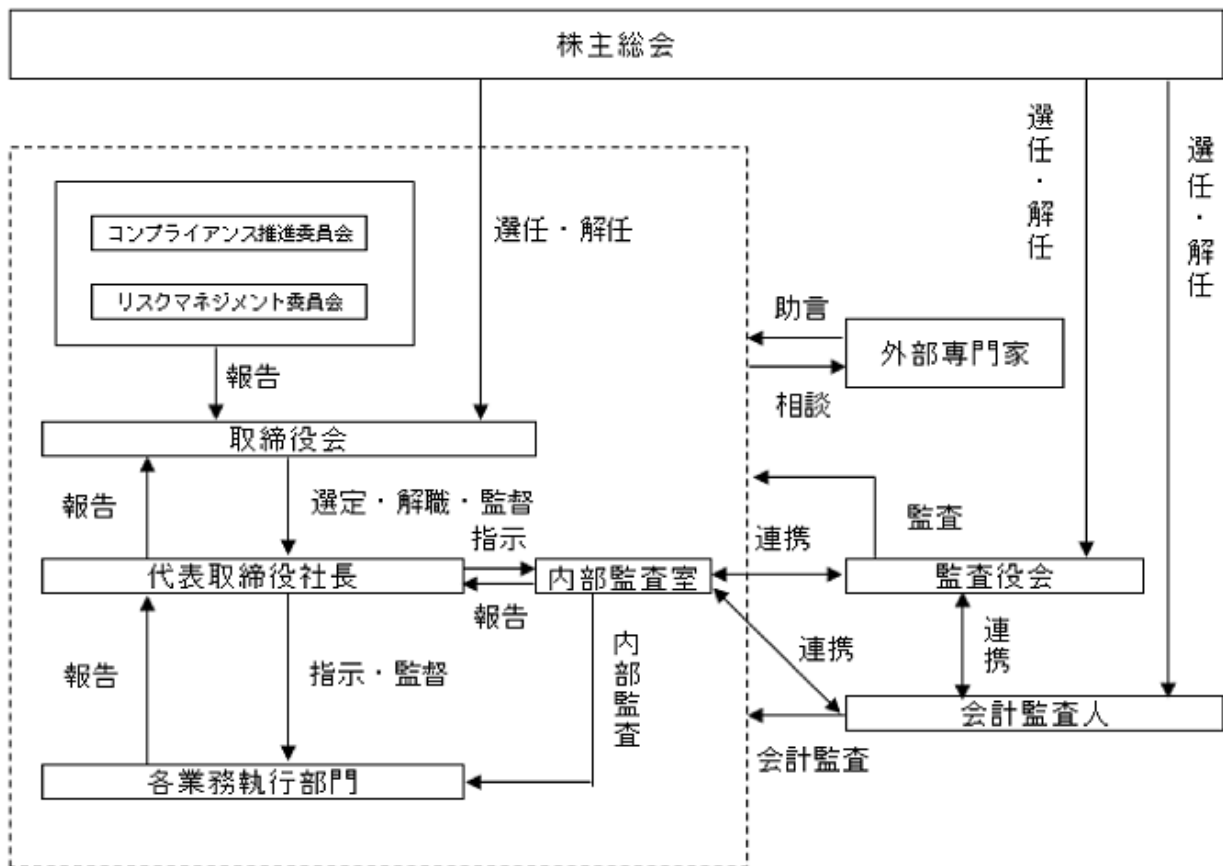
本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

() デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

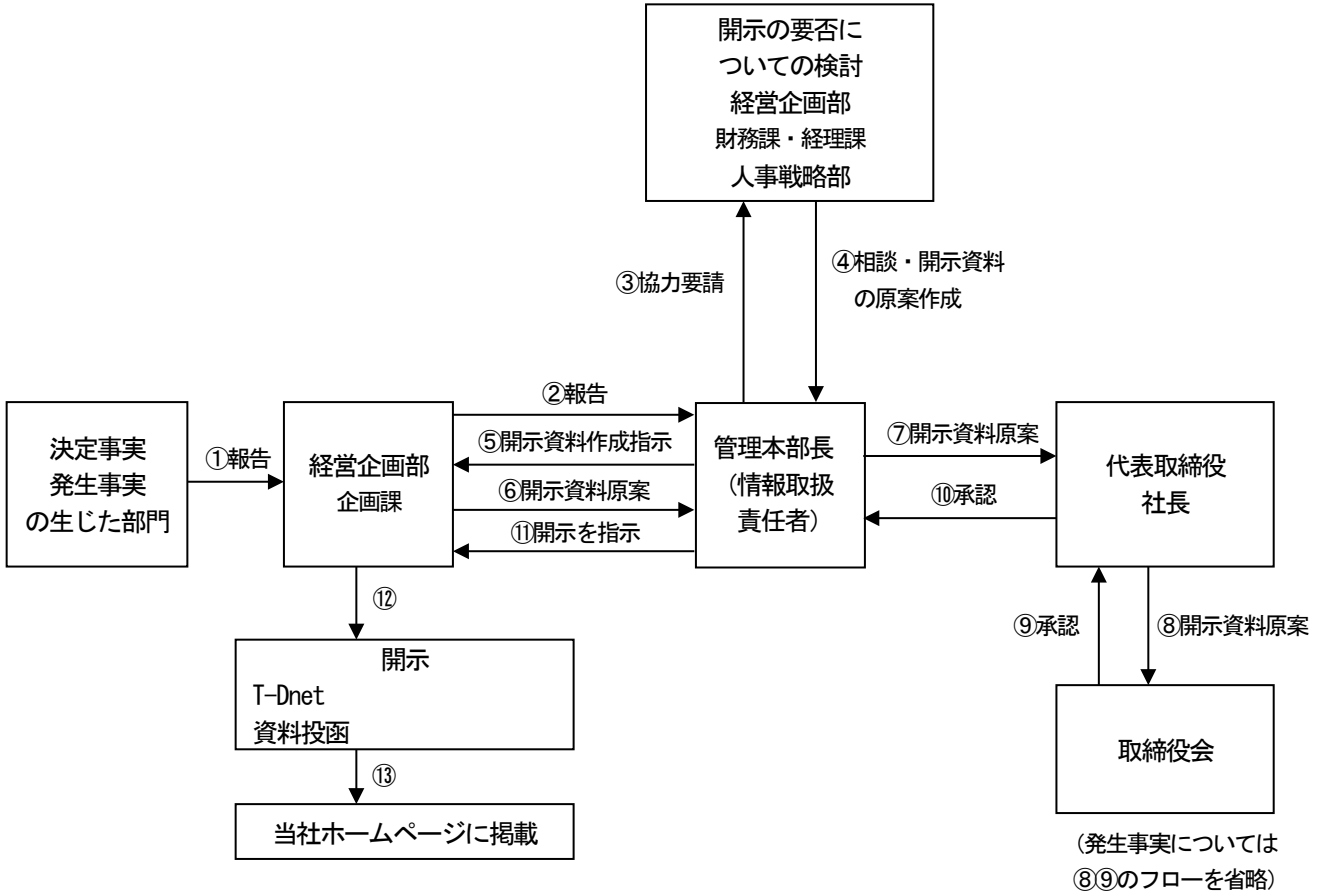
本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

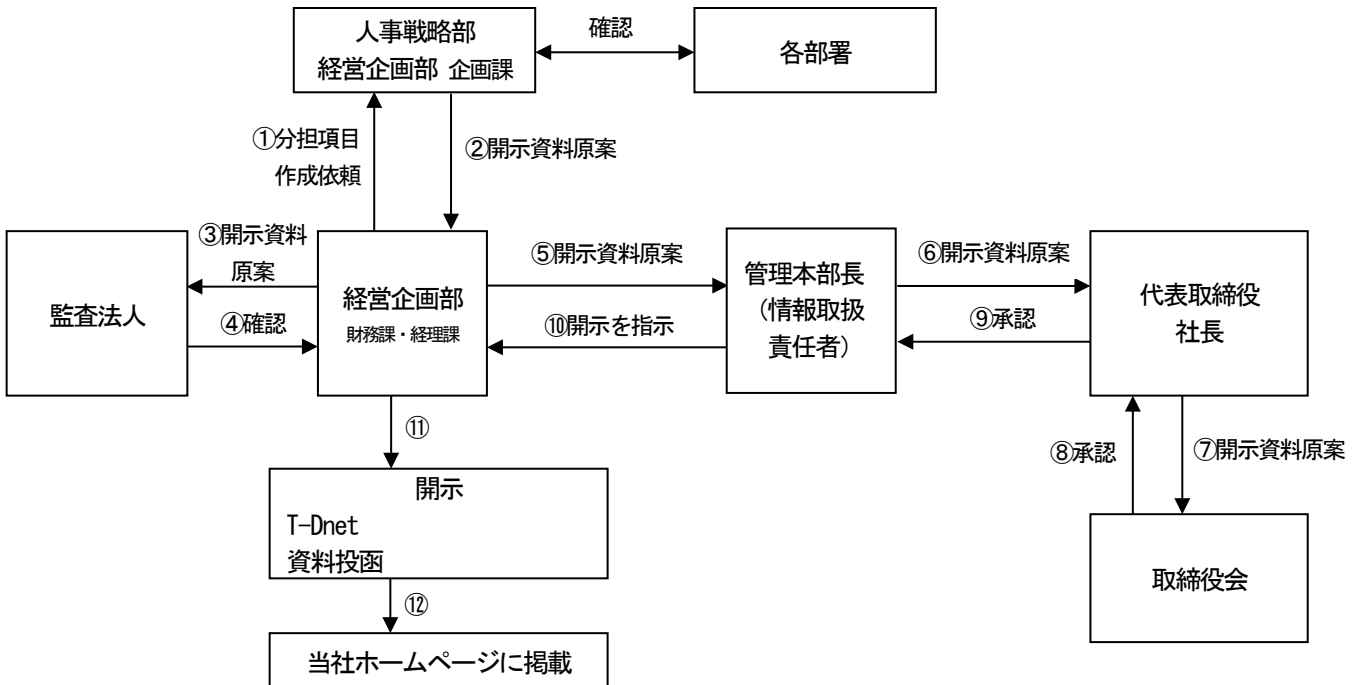
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



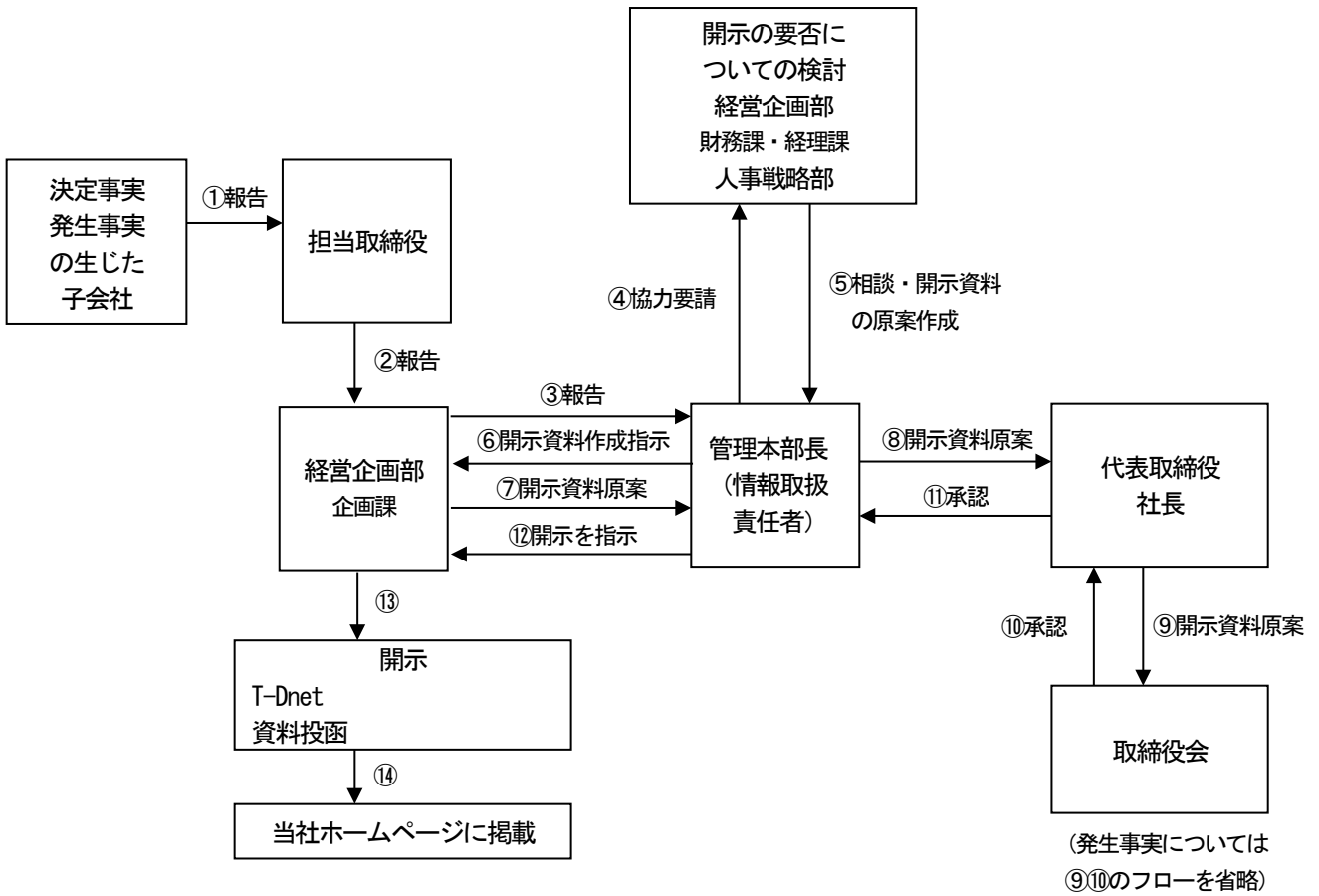
○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信、四半期決算短信）



企業集団に係る適時開示業務フロー
 ○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信・四半期決算短信）

